

建設業を営む
事業主
労務管理担当者の
みなさま

事務所と現場の移動時間を 見直してみませんか？



会社と現場の間は
移動するだけだから
給料は要らないだろ？

いえいえ、移動時間が
労働時間と認められれば
給与を払う必要アリです！



そもそも「労働時間」とは？



労働基準法上の労働時間とは

「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」のこと

- ・使用者の明示または黙示の指示により業務に従事する時間
- ・使用者の明示または黙示の指示に基づき、参加等が事実上強制されている時間

これらは、就業規則等の規定に左右されず、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務付けられたものと言えるか等により個別具体的に判断される
移動時間が労働時間とみなされる場合もある

(最高裁判決 平成12年3月9日)

「通勤時間」とは？



一般的に「通勤時間」とは

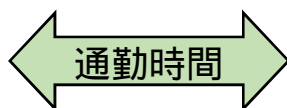
約束の時間(始業時刻や集合時刻)までに 集合場所(事務所や集合場所)へ
到着することを目的とする行為
を指す

どこから出発し、どのような方法で到着するかは労働者に任されている
移動時間が「労働時間」に該当するかどうかは、先述の通り客観的に判断する
ので、名称にとらわれず実態を見て判断する必要がある

ケース
自宅と会社、自宅と現場の移動



原則として通勤時間と解される



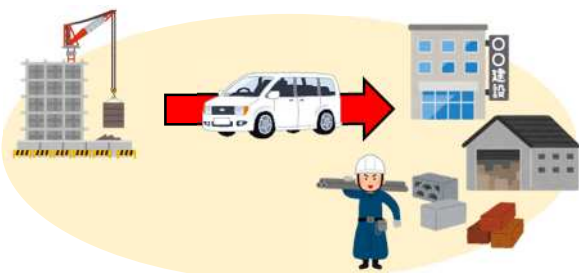
ケース 会社と現場の移動



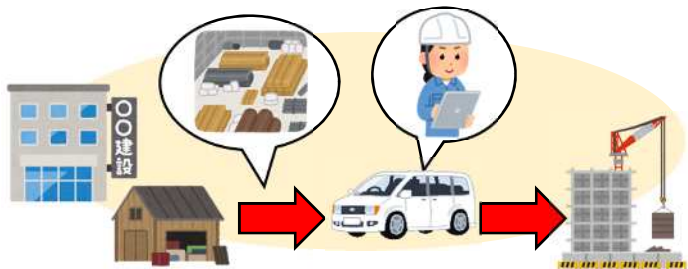
原則として移動時間は**労働時間**と解される

移動が労働時間に該当すると 判断された事例

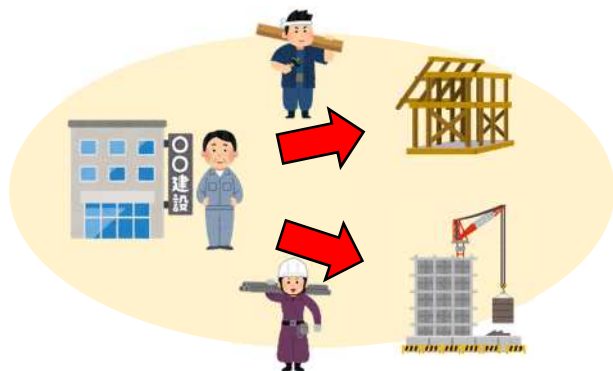
(平成20年2月22日 東京地裁)



- ・作業終了後、**会社の指示**で事務所へ車両で戻ることとしていた
- ・事務所に戻ってからは道具清掃や資材整理
これらの作業が、**会社から黙示による指示**がなされた業務であったと考えられる



会社の指示でいったん事務所に集合し、
資材を積んで、車中で打ち合わせをしながら移動



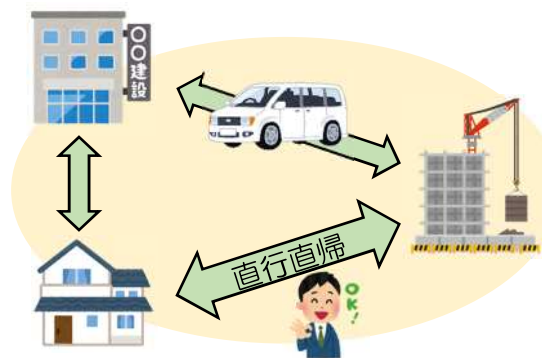
事務所に集合後、誰がどの現場に行くかは、当日の
天候・作業現場の進捗状況に応じて**会社代表が指示**
をしていた

移動が労働時間に該当しないと 判断された事例

(平成14年11月15日 東京地裁)



通勤としての性格を有し
「労働時間」に当たらない



車両による会社と現場の移動は
会社の指示ではなかった
(直行直帰が認められていた)



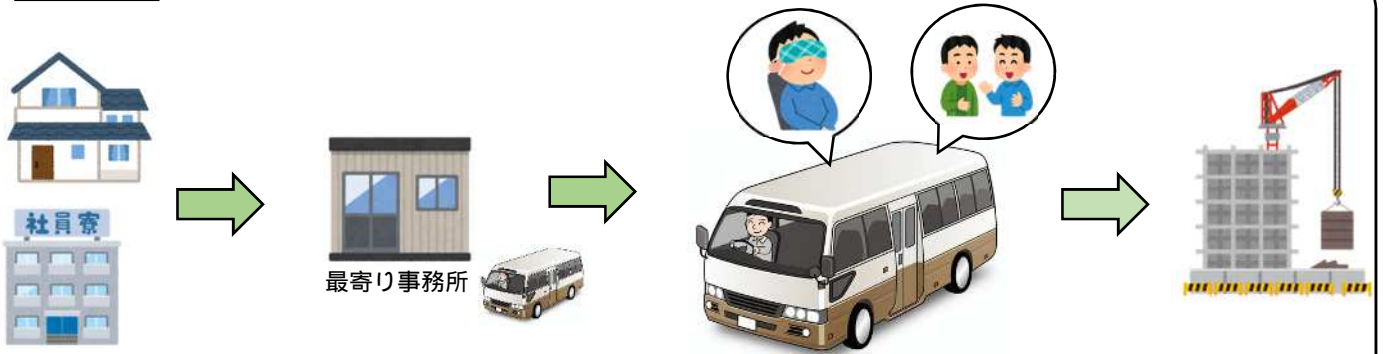
- ・移動に使う車両の運転者
- ・集合時刻
- 等は労働者間で決めていた

ケース 集合場所と現場の移動



原則として移動時間は**通勤時間**と解される

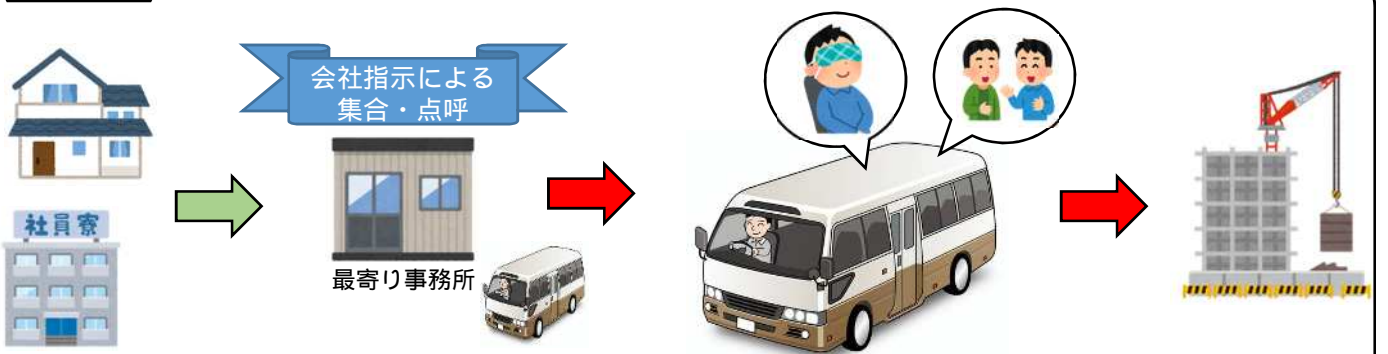
その1



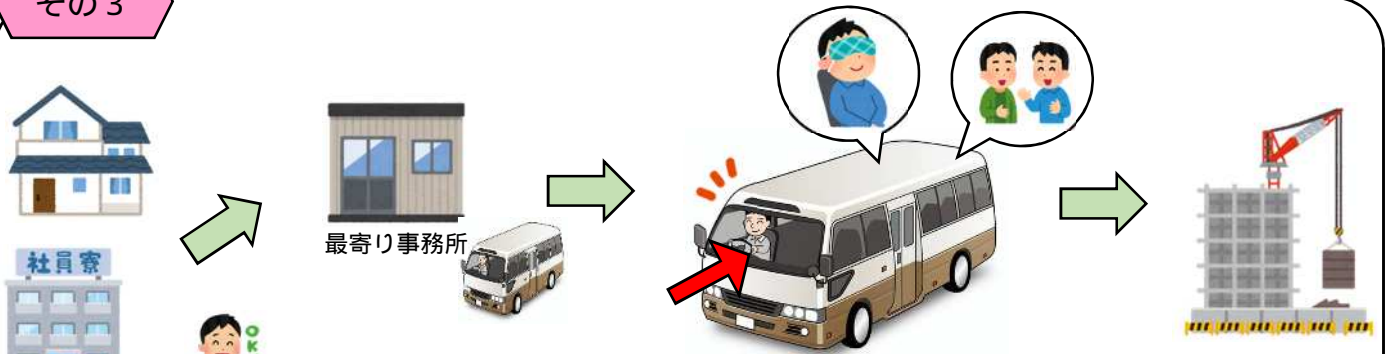
自宅から集合場所に自家用車等で向かい、そこから社有車で乗り合いにより従業員が運転し現場へ移動
車中で業務は行っていない

(令和3年3月10日 福井地裁)

その2

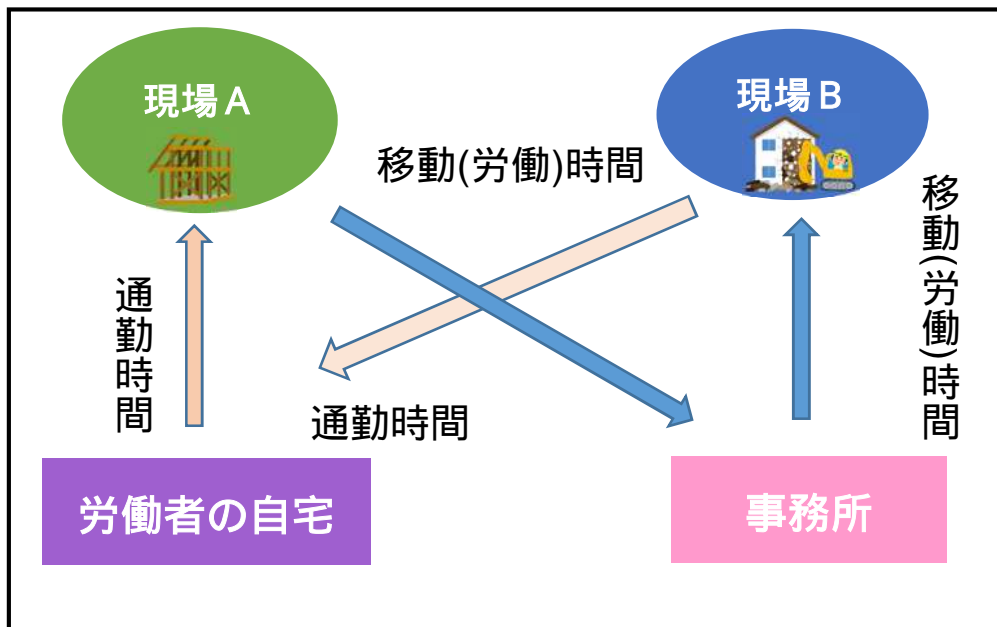
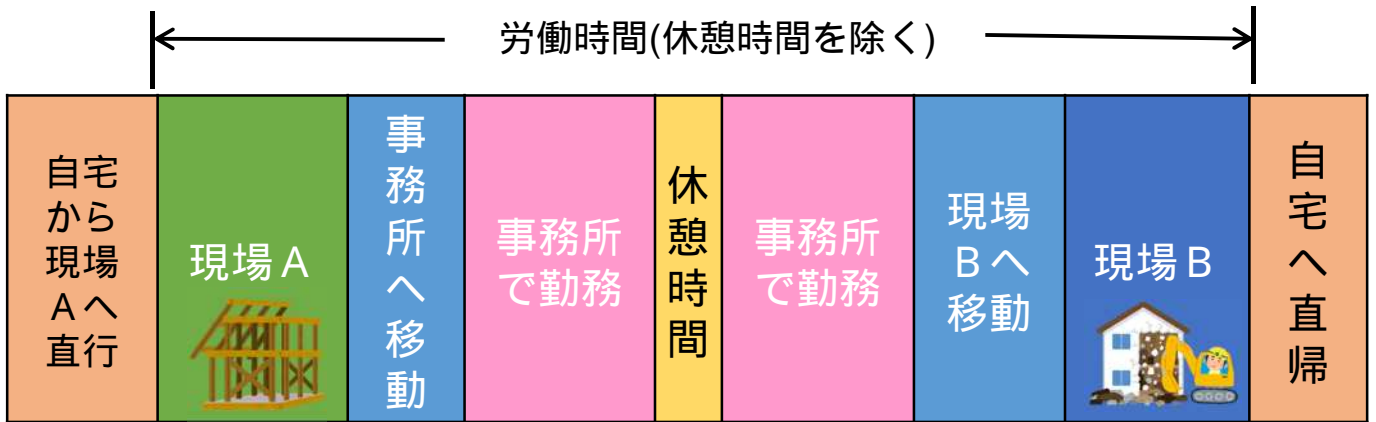


その3



会社から社有車の運転を指示された者は労働
それ以外の者は通勤

ケース
同一日に複数の現場を移動



事務所、集合場所、現場の相互間を移動する時間については使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当する。

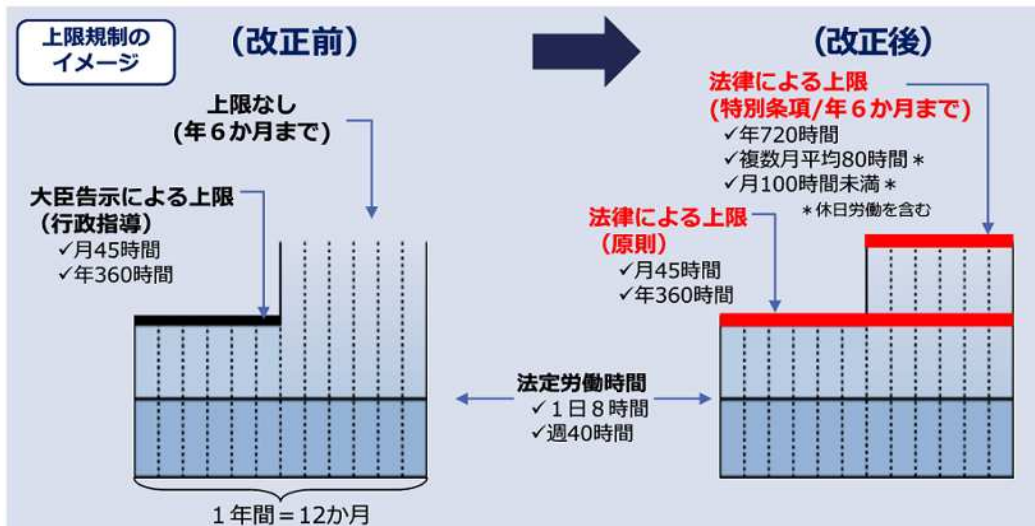
なお通勤時間(上の例では)は、ここでいう移動時間に該当しない。具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば 又は の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられる。

「時間外労働の上限規制間」とは？



！ 特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



Attention!!



同じ事務所と現場の移動時間について争われた裁判例でも、その実態によって異なる判決が下されており、移動時間が労働時間に該当するかどうかは個別具体的に判断する必要があります。移動時間の取り扱いについては、

厚生労働省リーフレット「労働時間の考え方：『研修・教育訓練』等の取扱い」や労働時間に関する裁判例などを参考にして労働者と取り扱いを話し合い確認することが大切。

リーフレット「労働時間の考え方：『研修・教育訓練』等の取扱い」は [こちら](#)



お問い合わせは

機関名	電話	〒	所在地
奈良労働基準監督署	0742-23-0435	630-8301	奈良市高畑町5-5-2 奈良第二地方合同庁舎
葛城労働基準監督署	0745-52-5891	635-0095	大和高田市大中3-9-3
桜井労働基準監督署	0744-42-6901	633-0062	桜井市粟殿1-0-12
大淀労働基準監督署	0747-52-0261	638-0821	吉野郡大淀町下淵3-6-4-1

